

## 第4回公益法人の会計に関する研究会

### —議事メモ—

1. 日 時：平成25年11月18日（月）15：00～17：00
2. 場 所：虎ノ門37森ビル12階 公益認定等委員会事務局 第1会議室
3. 出席者：  
（参与）高山座長、梶川座長代理、金子主査、長参与、中田参与、上倉参与、  
（オブザーバー）小森委員  
（ヒアリング対象法人）公益財団法人国際医療技術財団 代表理事小西恵一郎氏  
公益社団法人全日本断酒連盟 副理事長大槻元氏  
公益財団法人公益法人協会 専務理事金沢氏  
（公益法人協会は中間支援団体として同席）  
（事務局）高野局長、水上次長、松前補佐
4. 議 事：  
（1）小規模法人の負担軽減についてのヒアリング  
①（公益財団法人）国際医療技術財団  
②（公益社団法人）全日本断酒連盟  
（2）公益法人会計基準の適用の在り方  
（3）制度と会計基準の分離可能性について意見交換
5. 議事概要：  
（1）小規模法人の負担軽減についてのヒアリング  
①（公益財団法人）国際医療技術財団  
（公益財団法人）国際医療技術財団代表理事小西氏から提出資料（〈資料1-1〉）に収録）に基づいて、以下の意見があった。  
○ 小規模法人の定義  
・ 人の基準で、常勤役職員3人以下。これは、新制度移行前の公益法人の平均。

- ・ 事業規模の基準で、年間総費用額 5000 万円以下。これは、過去の経験から推察。
- ・ 財産規模で、正味財産 1 億円以下。これは、当財団設立に際して、主務官庁から提示された最低限の財産額。
- ・ 上記 2 以上の基準を満たすものについて、小規模法人と定義してはどうか。該当する法人は、公益法人のうちの 1/3 程度になるのではと想定される。
- ・ 小規模法人向けの会計基準の設定には反対。現行基準も適用がされているなかで、二重基準とすると混乱が生じるため。
- ・ 法令、会計基準の解説の充実や適用除外を示すことで対応すればよいのではないか。

#### ○ 基本的考え方

- ・ 財産と資金の使途の管理の適正化。会計が、職員の本来業務である公益目的事業の実施に支障を与えることの無いようにすべき。
- ・ 収支相償の剰余金や寄附者の使途の定めのある資金をプールし、公益目的事業を安定的に実施できるようにするために、財政安定化資金の設置を認めてはどうか。例えば、東日本大震災のような場合に、機動的に資金供給ができるようになる。災害対応は、特定費用準備資金のように計画的に実施できるものではない。

#### ○ 収支相償

- ・ 事務の煩雑性を回避するため、公益目的事業全体のみで収支相償を判定してはどうか。
- ・ 経済環境や事業運営者の個別事情等もあるため、単年度ではなく、評議員の任期に相当する期間を通して、収支相償の判定をしてはどうか。中長期的な判断をすべきではないか。
- ・ 収支相償の剰余金を、財政安定化資金に繰入れることを認めるべき。

#### ○ 遊休財産の保有制限

- ・ 公益目的事業費は、種々の事情で一時的に減少することもあるので、その場合に遊休財産規制に抵触する場合がある。そのような状況にも対応できるようにするため、保有制限を 2 倍から 3 倍に増額すべき。

#### ○ 会計基準

- ・ 公益目的事業のみを実施している法人の場合、法人会計の意義が不明確。この場合に限り、法人会計を廃止すべき。連動して、貸借対照表、正味財産増減計算書の内訳表も廃止すべき。ただ、内部管理資料としては必要と考えている。
- ・ 配賦作業は煩雑性を伴う。法人が任意で決めることとする、或いは直接費以外は公益目的事業比率等で一律で配賦することを可能とすべき。
- ・ 財務内容が明瞭になっており、かつ、法令に沿った書類が提出されている限り、会計基準は、20年基準でも、16年基準でもよいのではないか。
- ・ H表に関係する部分で、法令の計算上は資産の評価損益を除外しているが、会計上が時価主義を採用している。この部分で会計基準と制度の間で不一致が生じているためH表が難解、不明瞭となっている。財務諸表から容易に読みとれるH表とすべきではないか。また、H表上、公益目的保有財産の売却損は減少要因とされていないが、売却益については増加要因とされている。一貫性がないのではないか（法人経理担当山本氏による説明。なお、また以下については、山本氏の誤解であり、法令上は売却損も減少要因として定められている。）。
- ・ 附属明細書は、経営上の重要な財務情報を考えられるため、定時評議員会の決議事項として位置づけるべきである。
- ・ 小規模法人における決算手続きの迅速化のため、計算書類等の理事会決議は、定時評議員会開催の2週間前から1週間前に短縮すべき。

## ②（公益社団法人）全日本断酒連盟

（公益社団法人）全日本断酒連盟副理事長大槻元氏から以下の意見があった。

- ・ 当法人は年間予算 5000 万円程度の小規模な法人であり、新しい制度についていくという方針でここまできた。
- ・ 20年基準について、負担感があると感じているところはない。
- ・ 日々の経理は、会計ソフトを使って行っている。
- ・ 決算業務もスムーズにできていると考えている。
- ・ 定期提出書類についても、手引きに忠実に作成しているので、問題ないと考えている。
- ・ 移行初年度の別表Hは、難解であったが、提出後の指導等を通じて理解が深まって

いる状況であり、問題は感じていない。

- ・ 当法人の会計担当は2名。税理士事務所のアドバイスを受けながら実施している。
- ・ 区分経理についても困っていることはない。
- ・ 当法人は公益目的事業が1つしかなく、何らかの事情で計画していたイベントが開催できないといった事態が生じた場合、当該イベントに支出する目的の資金が遊休財産となってしまう、遊休財産規定に抵触してしまう。柔軟性に欠ける制度ではないか。遊休財産規制に対応するため、やっていいことかどうかはわからないが、法人としては基本財産に組み入れていくしかない。将来必要なときに取り崩すことができるのか心配。
- ・ 当法人では、期末に集中的に会費が入ってくる。そのため期末に流動資産が多額になる。期中の大部分は、遊休規制上何ら問題ないのであるが、期末に一時的に資金が多くなるために遊休規制に抵触する可能性がある。このような状況にある法人に対しては、遊休財産の保有制限を多少ゆるめることはできないか。
- ・ 公益目的事業しか実施していない法人の場合、収支相償を守っていくと基本的に赤字となる為、最終的に資金がなくなってしまい法人が存続できなくなる。
- ・ 当法人としても、今後寄付金を募って財源を確保していきたい。それに際して、寄付金の税額控除のためのPST要件であるが、寄付金募集の初めの段階では、この税務メリットを生かして募集することができない。要件を緩和することはできないか。

### ③（公益財団法人）公益法人協会

上記2件のヒアリングを受けて、公益財団法人公益法人協会の金沢専務理事から以下の発言があった。

- ・ 当法人内の会計委員会で議論されているのと同じことが説明された。
- ・ ダブルスタンダードはよくないということも同感。
- ・ 貸借対照表内訳表及び法人会計の在り方の2点については、多くの意見を頂いているところであり、検討していただきたい。これらは小規模法人のみならず、それ以外の法人についても検討していただきたいところ。

#### ④ 質疑応答

- ・ 小規模法人の適用除外に関連して、ダブルスタンダードはよくないとの意見であったが、それではどのようなイメージを持っているのか（高山座長）。
- ・ 例えば、全日本断酒連盟から話があった会費の話など、大事なのは法人が柔軟に公益目的事業を実施できるようにすること。収支相償で黒字が出たからといって、すぐに問題ということではなく、適用除外の範囲を検討してほしい。遊休財産規制ということでは、先ほど説明した「財政安定化資金」を認めていただければ、自動的に解決するのではないかと（小西氏）。
- ・ 収支相償については、特定費用準備資金や資産取得資金が用意されている（高山座長）。
- ・ それぞれの要件が厳しい。要件を満たすために、やらなくてよいことをやってしまう。そのために、本来やらなければならないことができなくなってしまう。不合理な結果となってしまう。より機動性のある資金として「財政安定化資金」というもので、他の控除対象財産に当てはまらないものを収容できるようにしていただきたい。悪用されないよう、あくまで公益目的事業に関係するもののみとし、上限も設ける必要がある（例えば公益目的事業費の3年分から5年分など）と考えている（小西氏）。
- ・ 全日本断酒連盟では、財務3基準をクリアにするために基本財産を活用するとあったが、具体的にはどういうことか（高山座長）。
- ・ 遊休財産規制への対応のため、事業費を上回る収入について、定期預金化し基本財産に繰入れる（大槻氏）。
- ・ 収支相償については、事業費の財源を抑えて、法人会計にプールすることで回避するという操作をしたくなる。収支相償にはこのような問題があるのではないかと（大槻氏）。
- ・ 優先順位は低くなるが、H表についても、分かりやすい説明するなど考えていきたい（高山座長）。
- ・ 法人の規模ということもあるが、法人に人材がいるのかということも問題ではないか。アウトソーシングだけではなく、法人内でいかに人材育成を図っていくのかということについても、何らかの施策として考えていく必要があるのではないかと（小西氏）。

- ・ダブルスタンダードについてはよろしくないというご意見があり、この方向で行きたい（高山座長）。
- ・税額控除の話は、導入時に税務上の要件を満たせないということのようだが（高山座長）。
- ・NPOとの比較で、公益認定は厳しい認定基準があるのであるから、公益法人にPST要件は不要との声もある（局長）。
- ・期末に会費の入金が集中するという話もあったが（高山座長）。
- ・そもそも、期末に会費を徴収するスタイルをかえるといった方法もあるのではないか（局長）。

## （２）公益法人会計基準の適用の在り方

事務局次長から、事務局で取り纏めた〈資料２〉の説明がなされた。

各参与より、以下の意見があった。

- ・FAQでは当面適用可能であるとのことだが、平成16年基準は旧民法法人制度のときの基準であり、メンテナンスがなされない。そのような基準を適用するのは事実上不可能なのではないか。そのような基準をしん酌の対象とするのは適当ではないのではないか。賛成である（上倉参与）。
- ・賛成。しん酌の対象について、公益認定等委員会が何らかの方法で示すのか（長参与）。
- ・会計基準のみならず、慣行といえる会計処理などを網羅的に示すというのは考えていない（次長）。
- ・生協は、厚労省の通達で示している。適切に示さないと安定的な運用ができるのか心配（長参与）。
- ・生協は、例えば過年度遡及や減損などといった会計用語を施行令の中に盛り込んでいくことで適用の要否について示している。そこで企業会計のキャッチアップを図っている。生協で必要なもの、そうでないものを選別して行政でキャッチアップを図っている（高山座長）。
- ・第2回の研究会で雨宮委員から、平成16年基準の適用も許容したのは、平成16年基準ができてすぐに、新公益法人制度が始まったからという説明を受けた。平成20

年基準は、法令上の定期提出書類等の根拠資料を作るために、表示の組替えたといったイメージがある。そうであるなら、この時期にFAQ等でこのような対応を図ると、合理的な理由がない限り平成16年基準は使えなくなったのだという印象をあたえることになるのではないかと。合理的な理由とは何なのか。将来的には、1本化すべきものと思うが、その前提として平成20年基準が誰からも受け入れられて、使えるものになっているということが前提だと思う。監査上は平成20年基準かもしれないが、会計監査の対象以外の法人のことも考える必要があるのではないかと（中田参与）。

- ・ 長期的には、平成20年基準になろうと思う。ただ、この論点は公益法人などから提案があったのか（金子主査）。
- ・ 公益法人から具体的な声があったわけではないが、法令上の解釈の問題であり、この機会に法令の文言に沿ったものとしたい（次長）。
- ・ しん酌すべき対象としん酌した結果、どの基準を使うのかが、混乱している状況。会計基準の規範性がわからなくなるのではないかと。公益認定等委員会の下で設定された平成20年会計基準をしん酌すべきものとしてはっきりさせる必要があるのではないかと。移行期間は、旧制度の指導監督が継続していたため、平成16年基準も継続していた。しかし、今後はなくなる。この機会に本則ルールに従うべきものではないのか。規範として会計基準があるのだから、正確な理解ができるように関係性を整理しておく必要もあるのではないかと。平成20年基準の適用状況やタイミングなどを総合的にみて、修正するタイミングなのではないかと考えている（局長）。
- ・ 原則20年基準であって、平成16年基準については触れないというものもあるのか（高山座長）。
- ・ 現段階では、しん酌の対象は20年基準しかない。しん酌した結果、合理的であると考えられるものがあるとすれば、それもあるだろう（局長）。
- ・ 認定規則12条の公益法人の会計基準とは、平成20年基準を意味し、その次の慣行の部分が、会計士協会などの委員会報告といったものが該当するのだと思う。この委員会報告等は平成16年基準をベースに作られており、現状メンテナンスがなされていない。この部分をフォローしていけば、慣行の部分はうまくいくと思う。そこで16年基準は対象外であろうと考えている（高山座長）。

- ・平成 20 年基準と平成 16 年基準の違いは、基本的には表示の問題と考えている。ただ組み替えればよいのだ。平成 20 年基準を否定していないが、法人の内部管理として使いづらいのは、法人会計と貸借対照表内訳表。この部分が、理解されず、受け入れられないという声がある。この問題がクリアになれば、平成 20 年基準でもよいと思う。それが未解決の状況では、平成 16 年基準を否定できないのではないかと（中田参与）。
- ・使い方の問題なのではないか。平成 16 年基準の一般会計と特別会計の問題も同じではないか。平成 20 年基準はわかりやすい表示だと思う（長参与）。
- ・法人会計が外出しされたので分かり難い。表示の仕方の問題。（中田参与）。
- ・議論の内容は理解できるが、旧制度の要請であった会計基準を、公益認定法令上のしん酌すべき対象として残すことが理解できない。規範の問題（局長）。
- ・法人会計の見せ方については違和感があるものの、事業ごとの損益が明確になる基準であり、わかりやすいもの。また、平成 20 年基準では管理費を狭くとらえている。今更、各会計に管理費を分けるというのはいかがなものか（上倉参与）。
- ・平成 20 年基準の考え方の背後には収支相償がある。これは会計の考え方ではない。平成 16 年基準をしん酌の対象とするのではない。平成 20 年基準は、今のままだと表示が分かりづらい。この部分を見直せば平成 16 年基準に戻る必要はない（中田参与）。
- ・管理費の管理の仕方が難しくなっている。管理費の管理のためには、平成 16 年基準の方がよいかもしれない。予実管理が分かりづらい（長参与）。
- ・平成 16 年基準の作成は、民法法人に限定することなく NPO など一般目的として考えられていた。平成 20 年基準については、それをベースに認定制度が入ってきたので、範囲や目的等を狭めてしまった。このような経緯から、範囲・目的を限定してしまっただけを、一般に公正妥当なものとしてしまうことには疑問がある（金子主査）。
- ・一般目的の基準自体は会計基準として、特定目的の表示に関しては運用指針として定めたという経緯がある（長参与）。
- ・平成 20 年基準は、制度に寄り添いすぎた基準。今後、どういう起動修正か可能なのかを、今後の個別論点について、今の議論の視点を織り交ぜながら議論し、その結



果をまっとううえで、しん酌の対象について何らかの方向性が出るのであれば、委員会、パブコメ等を実施して対応していくこととするのが良いのではと思う（局長）。

### （3）制度と会計基準の分離可能性について意見交換

事務局次長から、〈資料3〉の説明を行い、各参与から以下の意見があった。

- ・ 認定法令の考え方を、会計基準、運用指針、ガイドラインに反映したものとなっている（高山座長）。
- ・ 貸借対照表を区分するというのは、実務的には困難。何らかの割り切りができればよいのではないか。税法の要請があるようだから、法人税法に関係が無いような法人の除外ということはできないか（上倉参与）。
- ・ 収益事業を実施していない法人は、貸借対照表内訳表は不要としてあげたほうが良いのではないか。もともと一般会計と特別会計で貸借対照表も分けていたので分けられないわけではないはずであるが、分けづらいというのは確かにあるのだろう（長参与）。
- ・ 法人税法上の所得と収益事業等の利益の概念は異なる。収益事業等の利益の50%を公益目的事業財産へ繰り入れる収支相償の問題とみなし寄付金の問題は違う概念。税務上は法人税法上の損益計算書をつくり、みなし寄付金の支出額を明らかにして申告するのであり、貸借対照表内訳表ではなく、別途明細表を付ければよいだけなのではないか。会計上それを取り入れる必要はないのではないか（中田参与）。
- ・ 法人会計については、ガイドラインのみから出てくるものであり内部管理上の使い勝手の悪さがあるので、見直すべき（中田参与）。
- ・ 財産目録に現行の細かい表示が必要なのか（金子主査）。
- ・ 最終的に委員会のできることは、ガイドラインの改正までだと思っている。それ以上の法令、規則といった部分に関連するところは見直せるものなのかどうかわからないという印象を持っている（小森オブザーバー）。
- ・ 会計基準の第1、4で会計区分の記載では、法令の要請等によって必要と認めた場合には会計区分を設けなければならないという記載がある。この法令の要請等をどう解釈するかによって、区分をしないということができるとどうか。会計基準では、この「等」をどこまで広げられるか。ガイドラインまで入れ込むことができれば、

内訳表についての考え方も整理できるのではないか（高山座長）。

- ・ 利益の 50%超の場合には、税法と認定法の考え方は一致している。税法の要請で会計区分を設けていると考えれば、そういうものがなければ、会計区分を設けないというのはありうるのか（高山座長）。
- ・ 現状でも利益の 50%の場合には、貸借対照表内訳表の作成義務はない。問題は 50%超の場合に、会計上作らないで、税務用に明細等を作ることで済まないのかということ（中田参与）。
- ・ 「法令上の要請等」に税法が入らないという解釈ができるのかということ（高山座長）。
- ・ 経緯は、税務当局との協議でガイドラインの文言が決まったという経緯もあるので、現段階で、税務との関係を切り離すというのは難しいのではないかと（次長）。
- ・ 小規模法人の負担軽減策だけでなく、制度と会計の分離可能性についても意見を事務局にメールしてほしい（高山座長）。

#### ○次回以降の日程その他

- ・ 事務局松前補佐から 12 月 1 日発行予定の委員会便りで、会計研究会の研究課題とスケジュールを掲載する旨の報告があった。
- ・ 座長からは、次回の第 5 回は 12 月 9 日の 13 : 00~15:00 に予定されている旨、事務局次長からは、第 6 回は日程調整の結果 1 月 27 日（月）の 16 : 00~18 : 00 に開催したい旨の連絡があった。

以上